

## 特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拠出金単価の見直しについて

平成16年12月7日  
経済産業省  
資源エネルギー庁  
放射性廃棄物対策室

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分費用は、電力会社等が原子力発電環境整備機構に毎年拠出することとなっています。

また、同法では、その拠出金に関するガラス固化体1本当たりの単価（以下、「拠出金単価」という。）を、経済産業大臣が決定することとなっています。

今回、最新のデータに基づき、拠出金単価を見直したところ、以下のとおりとなりました。

### 特定放射性廃棄物の最終処分費用

（単位：億円）

	2004年度試算			2003年度試算	項目別増減
	軟岩系	硬岩系	平均	平均	
技術開発費	1,049	1,049	1,049	1,068	-18 (-1.7%)
調査費及び用地取得費	2,027	2,281	2,154	2,207	-53 (-2.4%)
設計及び建設費	9,883	8,223	9,053	9,225	-171 (-1.9%)
操業費	6,531	7,383	6,957	7,096	-138 (-2.0%)
解体及び閉鎖費	777	851	814	834	-19 (-2.4%)
モニタリング費	1,173	1,173	1,173	1,189	-16 (-1.9%)
プロジェクト管理費	5,926	5,272	5,599	5,614	-14 (-0.3%)
消費税	1,050	1,030	1,040	1,060	-19 (-1.9%)
合計	28,420	27,267	27,843	28,297	-453 (-1.6%)

○ 拠出金単価：33,964千円（昨年34,572千円）

これに関し、経済産業省のホームページ及び「経済産業公報」上で、平成16年12月6日より、パブリックコメントの募集を行っております（募集は来年1月5日まで）。

掲載予定のホームページアドレス：<http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>

募集期間終了後、寄せられたご意見等を踏まえ省令の改正を行い、その旨官報に掲載する予定です。電力会社等は、平成16年中の原子力発電量等に基づいて計算した額を、来年3月1日までに原子力発電環境整備機構に納付することとなります。